

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 5月22日
【届出者の氏名又は名称】	牧寛之
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区広尾3丁目9番16号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル 狛グローバル法律事務所
【電話番号】	03-6550-8833
【事務連絡者氏名】	弁護士 山中 真人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、牧寛之をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、BASE株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 公開買付者が関東財務局長に提出した令和7年5月7日付公開買付届出書及び本書に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月7日付で提出した公開買付届出書につきまして、公開買付者が、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、公開買付期間を2025年7月30日まで延長し、合計60営業日とすることを決定したこと、及び同届出書につき誤記が判明したことに伴い、記載事項及び添付書類である2025年5月7日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

- ② 公開買付者が、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断したこと

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

- ① 届出当初の期間
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

(2) 買付け等の価格

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

② 公開買付者が、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断したこと

(訂正前)

4月21日に、対象者の鶴岡社長は、公開買付者に対して、公開買付者代理人と先崎氏がEメールでやり取りするよりも、対象者の鶴岡社長と公開買付者が直接に話した方が話が早いのではないかと提案をしました。その後、対象者の鶴岡社長と公開買付者が電話で話し、公開買付者から、3月19日対象者リリースにより、公開買付者やベースフード社の意思決定に対する誹謗中傷がなされているのではないかと懸念や4月14日対象者リリースにより虚偽の事実が開示されているとの懸念を対象者の鶴岡社長に伝えました。

対象者は、4月23日に、誹謗中傷の意図はない旨、4月14日対象者リリースには事実誤認がない旨をEメールで公開買付者に対して返答しました。

これに対して、公開買付者は、4月24日、対象者の鶴岡社長に対して、対象者は、適時開示制度の悪用により、公開買付者の投資活動を妨害していると考えている旨を伝えました。

公開買付者は、(i)公開買付者と対象者の認識の差が大きいこと、(ii)本公開買付けの買付価格、本公開買付け実施後の公開買付者の所有割合、本公開買付けの期間の3点についての対象者取締役会の見解の提示がないこと、(iii)法は公開買付けにおいて、対象者の意見表明の機会及び公開買付者への質問の機会を保障していること、を踏まえて、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断しました。

(訂正後)

4月21日に、対象者の鶴岡社長は、公開買付者に対して、公開買付者代理人と先崎氏がEメールでやり取りするよりも、対象者の鶴岡社長と公開買付者が直接に話した方が話が早いのではないかと提案をしました。その後、対象者の鶴岡社長と公開買付者が電話で話し、公開買付者から、3月19日対象者リリースにより、公開買付者やベースフード社の意思決定に対する誹謗中傷がなされているのではないかと懸念や4月14日対象者リリースにより虚偽の事実が開示されているとの懸念を対象者の鶴岡社長に伝えました。

対象者は、4月23日に、誹謗中傷の意図はない旨、4月14日対象者リリースには事実誤認がない旨をEメールで公開買付者に対して返答しました。

これに対して、公開買付者は、4月24日、対象者の鶴岡社長に対して、対象者は、適時開示制度の悪用により、公開買付者の投資活動を妨害していると考えている旨を伝えました。

公開買付者は、(i)公開買付者と対象者の認識の差が大きいこと、(ii)本公開買付けの買付価格、本公開買付け実施後の公開買付者の所有割合、本公開買付けの期間の3点についての対象者取締役会の見解の提示がないこと、(iii)法は公開買付けにおいて、対象者の意見表明の機会及び公開買付者への質問の機会を保障していること、を踏まえて、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断しました。

公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、2025年5月22日に、公開買付期間を2025年7月30日まで延長し、合計60営業日とすることを決定しました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年5月7日(水曜日)から2025年6月3日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	2025年5月7日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年5月7日(水曜日)から2025年7月30日(水曜日)まで(60営業日)
公告日	2025年5月7日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

(訂正前)

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2025年6月17日(火曜日)まで(30営業日)となります。

(訂正後)

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2025年6月17日(火曜日)まで(30営業日)となりますが、対象者が同年5月15日付で関東財務局長に提出した意見表明報告書には公開買付期間の延長を請求する旨の記載はなされておりました。

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

(前略)

算定の基礎	(1) 2025年5月1日現在、上場会社である株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの運営する「みんな株」では、対象者株式の予想株価を380円としており(注1)、 <u>上場会社</u> である株式会社アイフィスジャパンの運営する「株予想」でも、対象者株式の予想株価を380円とし、理論株価を394円としており(注2)、及びFusion Media Limited.の運営するInvesting.comでも、対象者株式の予想株価を380円としています(注3)。三者とも、本対応方針の存在を考慮した上で、予想株価や理論株価が算定されていると考えられます。 三者に共通して380円という予想株価が算定されていることから、380円に5.26%のプレミアムを乗せた400円を公開買付価格としました。 (中略)
-------	---

(注2) 株予想 <https://kabuyoho.jp/reportTarget?bcode=4477>

(後略)

(訂正後)

(前略)

算定の基礎	(1) 2025年5月1日現在、上場会社である株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの運営する「みんな株」では、対象者株式の予想株価を380円としており(注1)、 <u>上場会社</u> である株式会社アイフィスジャパンの運営する「IFIS株予報」でも、対象者株式の予想株価を380円とし、理論株価を394円としており(注2)、及びFusion Media Limited.の運営するInvesting.comでも、対象者株式の予想株価を380円としています(注3)。三者とも、本対応方針の存在を考慮した上で、予想株価や理論株価が算定されていると考えられます。 三者に共通して380円という予想株価が算定されていることから、380円に5.26%のプレミアムを乗せた400円を公開買付価格としました。 (中略)
-------	---

(注2) IFIS株予報 <https://kabuyoho.jp/reportTarget?bcode=4477>

(後略)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年6月10日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年6月24日(火曜日)となります。

(訂正後)

2025年8月6日(水曜日)

II 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等(法第27条の3第2項第1号に定義された意味を有します。以下も同様とします。)の変更を行ったため、2025年5月22日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年5月7日付「公開買付開始公告」の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。